

公的個人認証サービス対象手続の導入状況

法務省の手続き

根拠法令・根拠規定	手続名
会社法第907条、商業登記法第14条	商業・法人登記の申請
会社法第946条第3項	調査機関の法務大臣報告
供託法第2条・第8条	供託の申請
後見登記等に関する法律第10条	成年後見登記に関する証明書の交付申請
後見登記等に関する法律第4条、第5条、第7条、第8条、附則第2条	成年後見登記の申請
商業登記法第12条	商業・法人登記に係る印鑑証明書の交付請求等
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条第1項、第2項、第13条第1項、第2項	債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条第1項、第2項、第13条第1項、第2項	動産譲渡登記事項概要証明書等の交付請求
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第7条、第9条、第10条	動産譲渡登記等の申請
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第8条、第9条、第10条	債権譲渡登記等の申請
不動産登記令第22条第1項	登記識別情報に関する証明の請求
不動産登記法第16条	不動産登記の申請